○厚生労働省令第十四号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五十六条の三第一項第二号、第六十二条第二項及び第六十三条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第八十二条の三第二項第一号中「する求職活動支援書」の下に「（第百二条の五第二項第二号において「求職活動支援書」という。）」を加え、「同項」を「同法第十七条第一項」に改め、「（第百二条の五第二項第二号において「求職活動支援書等」という。）」を削る。

第百二条の五を次のように改める。

（労働移動支援助成金）

第百二条の五　労働移動支援助成金は、再就職支援奨励金及び受入れ人材育成支援奨励金とする。

2　再就職支援奨励金は、第一号又は第二号に該当する事業主に対して、第三号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けた事業主であること。

(2)　(1)の再就職援助計画の対象となる被保険者（高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者並びに当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が一年未満である者及び当該事業主の事業所への復帰の見込みがある者（次号及び第六項においてこれらの者を「高年齢継続被保険者等」という。）を除く。以下この項から第六項までにおいて「計画対象被保険者」という。）の再就職の支援に係る必要な事項を(1)の再就職援助計画に記載した事業主であること。

(3)　(1)の再就職援助計画について、労働組合等からその内容について同意を得た事業主であること。

(4)　職業紹介事業者（職業安定法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者であつて、再就職支援奨励金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。次号、次項及び第四項において同じ。）に計画対象被保険者の再就職に係る支援を委託し、当該委託に要する費用を負担した事業主であること。

(5)　(4)の委託に要する費用の負担の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

ロ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　イに該当する事業主であること。

(2)　イ(4)の委託に係る計画対象被保険者の離職の日の翌日から起算して六箇月（当該計画対象被保険者が四十五歳以上のものであるときは、九箇月）を経過する日までの間に当該計画対象被保険者の再就職を実現した事業主であること。

(3)　資本金、資金、人事、取引等の状況からみて(2)の再就職を実現した当該計画対象被保険者の再就職先の事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ハ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　イ(1)から(3)までに該当する事業主であること。

(2)　計画対象被保険者に対し、求職活動等のための休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。次号において同じ。）を与えた事業主であること。

(3)　計画対象被保険者に対し、(2)の休暇の日について、通常賃金の額以上の額を支払つた事業主であること。

(4)　(2)の休暇を付与される計画対象被保険者の離職の日の翌日から起算して六箇月（当該計画対象被保険者が四十五歳以上のものであるときは、九箇月）を経過する日までの間に当該計画対象被保険者の再就職を実現した事業主であること。

(5)　資本金、資金、人事、取引等の状況からみて(4)の再就職を実現した当該計画対象被保険者の再就職先の事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

(6)　(2)の休暇を付与される計画対象被保険者に係る休暇の付与の状況及び当該計画対象被保険者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　求職活動支援書を作成した事業主であること。

(2)　求職活動支援書を作成する前に、当該求職活動支援書の対象となる被保険者（高年齢継続被保険者等を除く。以下この項から第六項までにおいて「支援書対象被保険者」という。）の再就職の支援に係る必要な事項を記載した求職活動支援基本計画書（支援書対象被保険者に共通して講じようとする再就職の援助等に関する措置の内容を記載した書面をいう。以下この号において同じ。）を作成し、都道府県労働局長に提出した事業主であること。

(3)　(2)の求職活動支援基本計画書について、労働組合等からその内容について同意を得た事業主であること。

(4)　職業紹介事業者に支援書対象被保険者の再就職に係る支援を委託し、当該委託に要する費用を負担した事業主であること。

(5)　(4)の委託に要する費用の負担の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

ロ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　イに該当する事業主であること。

(2)　イ(4)の委託に係る支援書対象被保険者の離職の日の翌日から起算して六箇月（当該支援書対象被保険者が四十五歳以上のものであるときは、九箇月）を経過する日までの間に当該支援書対象被保険者の再就職を実現した事業主であること。

(3)　資本金、資金、人事、取引等の状況からみて(2)の再就職を実現した当該支援書対象被保険者の再就職先の事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ハ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　イ(1)から(3)までに該当する事業主であること。

(2)　支援書対象被保険者に対し、求職活動等のための休暇を与えた事業主であること。

(3)　支援書対象被保険者に対し、(2)の休暇の日について、通常賃金の額以上の額を支払つた事業主であること。

(4)　(2)の休暇を付与される支援書対象被保険者の離職の日の翌日から起算して六箇月（当該支援書対象被保険者が四十五歳以上のものであるときは、九箇月）を経過する日までの間に当該支援書対象被保険者の再就職を実現した事業主であること。

(5)　資本金、資金、人事、取引等の状況からみて(4)の再就職を実現した当該支援書対象被保険者の再就職先の事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

(6)　(2)の休暇を付与される支援書対象被保険者に係る休暇の付与の状況及び当該支援書対象被保険者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

三　次のイからハまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該イからハまでに定める額

イ　第一号イ又は前号イに該当する事業主　第一号イ(4)又は前号イ(4)の委託に係る計画対象被保険者又は支援書対象被保険者一人につき、十万円（当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者一人につき、当該委託に要する費用が二十万円に満たないときは、当該委託に要する費用の二分の一の額）（一の事業所につき、一の年度における当該計画対象被保険者又は当該支援書対象被保険者の数が五百人を超える場合は、当該事業所につき五百人までの支給に限る。）